

令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 [沖縄県の状況]

1 概要

(1) 高齢者虐待相談・通報件数、虐待判断件数の推移(表1)

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等(※1)によるものが令和4年度で11件であり、前年度より4件増加し、養護者(※2)によるものは176件であり、前年度より30件減少した。

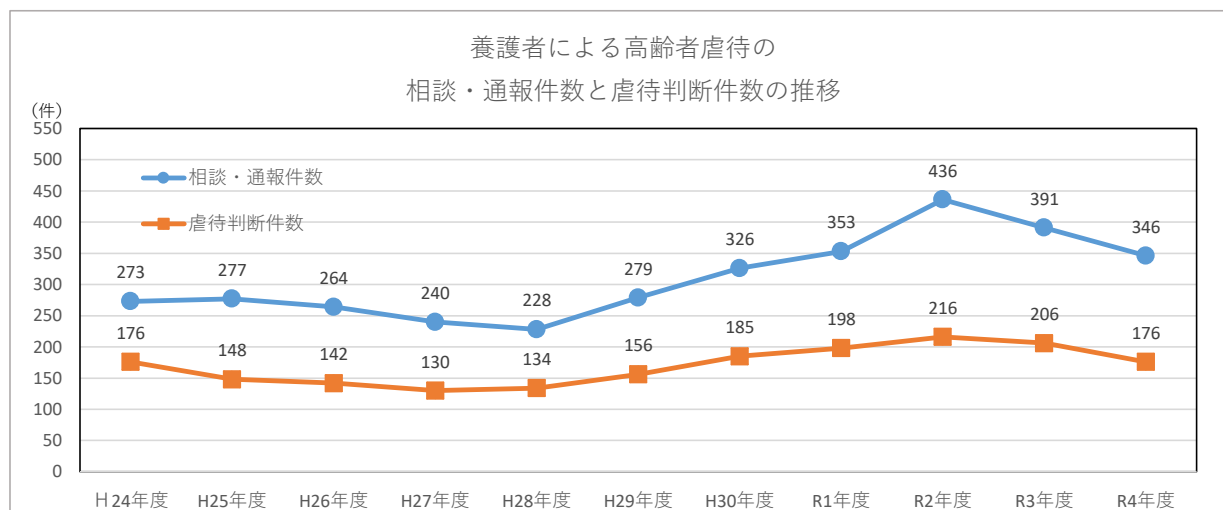
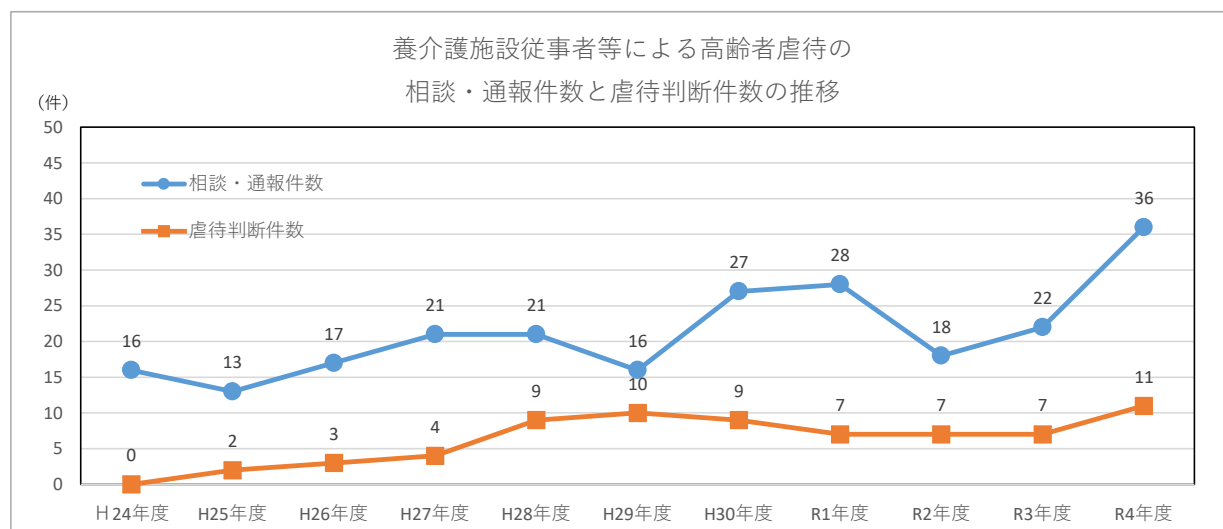
また、相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが36件であり、前年より14件増加したのに対し、養護者によるものは346件であり、前年度より45件減少した。

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

表1 相談・通報件数、虐待判断件数

		令和3年度	令和4年度	増減
養介護施設従事者等によるもの	相談・通報件数	22件	36件	+14件
	虐待判断件数	7件	11件	+4件
養護者によるもの	相談・通報件数	391件	346件	-45件
	虐待判断件数	206件	176件	-30件



(2) 高齢者虐待判断件数の推移(市町村別)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
	176(0)	150(2)	145(3)	134(4)	143(9)	166(10)	194(9)	205(7)	223(7)	213(7)	187(11)
1 那覇市	60	51	56	59	56	56	63	85	90	82	72
2 宜野湾市	9	13	13	12	17	9	5	4	3	9	7
3 石垣市	5	6	4	2	10	6	6	6	7	5	3
4 浦添市	5	4	2	8	6	12	8	2	2	10	5
5 名護市	1	0	0	0	0	3	4	1	2	5	4
6 糸満市	4	0	0	2	0	4	5	5	6	5	5
7 沖縄市	19	16	26	13	12	20	30	35	32	26	27
8 豊見城市	7	0	1	3	0	0	4	4	4	3	3
9 うるま市	16	23	18	9	13	16	21	30	27	21	9
10 宮古島市	21	12	11	9	13	8	9	9	21	20	22
11 南城市	1	3	4	4	2	9	12	4	3	1	5
12 国頭村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
13 大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 東村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
15 今帰仁村	1	0	1	2	0	1	0	0	0	2	0
16 本部町	1	0	0	0	3	8	4	7	8	5	2
17 恩納村	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0
18 宜野座村	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1
19 金武町	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1
20 伊江村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
21 読谷村	1	4	2	2	0	2	1	0	0	0	2
22 嘉手納町	2	1	0	1	0	2	3	0	1	2	2
23 北谷町	1	0	2	1	1	2	5	2	4	0	3
24 北中城村	1	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0
25 中城村	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1
26 西原町	4	5	1	0	1	3	3	5	3	6	5
27 与那原町	1	1	2	1	4	1	3	1	2	7	0
28 南風原町	3	2	0	1	2	0	2	1	1	2	6
29 渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 座間味村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 粟国村	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
32 渡名喜村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 南大東村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 久米島町	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
38 八重瀬町	2	4	0	2	2	1	2	1	1	0	0
39 多良間村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
40 竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

()内は養介護施設従事者等による虐待件数

H24年度迄は被虐待者1名につき1件としてカウントしていたが、H25年度からは同一家庭内で一体的に発生していると考えられる事例に関しては1事例としてカウントする。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表2）

令和4年度、県内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、36件であった。令和3年度は22件であり、14件（63.6%）増加した。

表2 相談・通報件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	27	28	18	22	36
増減	11(68.7%)	1(3.7%)	-10(-35.7%)	4(22.2%)	14(63.6%)

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は「家族・親族」が26.8%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が12.2%、「当該施設職員」が9.8%であった。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含む）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
件数	1	11	4	3	1	3	5	0	1	0	9	3	41
構成割合(%)	2.4	26.8	9.8	7.3	2.4	7.3	12.2	0	2.4	0	21.9	7.3	100.0

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数36件と一致しない。

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数41人に対するもの。

(3) 市町村における事実確認の状況 (表4)

令和4年度において、「事実確認を行った事例」は32件、「事実確認を行っていない事例」は9件であった。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例」が11件、「事実が認められなかった事例」が11件、「判断に至らなかった事例」が10件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」のうち7件については、「調査を予定している又は検討中の事例」であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度前に通報・相談)	割合(%)
事実確認調査を行った事例	32	(28)	(4)	78.0
事実が認められた	11	(9)	(2)	26.8
事実が認められなかった	11	(9)	(2)	26.8
判断に至らなかった	10	(10)	(0)	24.4
事実確認調査を行っていない事例	9	(8)	(1)	22.0
虐待ではなく調査不要と判断した	0	(0)	(0)	0
調査を予定している又は検討中の事例	7	(6)	(1)	17.1
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)	0
その他	2	(2)	(0)	4.9
合計	41	(36)	(5)	100.0

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

(4) 虐待の事実が認められた事例の件数 (表5)

事実確認調査の結果、市町村から都道府県へ報告があり、「虐待の事実が認められた」ものが11件あった。

表5 虐待の事実が認められた事例件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	9	7	7	7	11
増減	-1(10.0%)	-2(-22.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4(36.4%)

(5) 虐待があった施設・事業所の種別 (表6)

「(住宅型)有料老人ホーム」が4件で最も多く、次いで「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が3件、「養護老人ホーム」が2件の順であった。

表6 虐待があった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	合計
件数	3	1	0	4	1	0	0	2	0	0	0	0	11
構成割合(%)	27.3	9.1	0.0	36.4	9.1	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0	0	0.0	100.0

(6) 虐待発生の要因 (表7)

虐待の発生要因として区分ごとに最も多かったのは、運営法人の課題では「業務環境変化への対応取組が不十分」、組織運営上の課題では「チームケア体制・連携体制が不十分」、「虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分」、「職員の指導管理体制が不十分」、虐待を行った職員の課題では「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」、被虐待高齢者の状況「認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある」であった。

表7 虐待発生の要因(複数回答)

	内容	件数
1) 運営法人(経営層)の課題	業務環境変化への対応取組が不十分	8
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	6
	経営層の現場の実態の理解不足	4
	経営層の倫理観・理念の欠如	3
	不安定な経営状態	1
	その他	0
2) 組織運営上の課題	チームケア体制・連携体制が不十分	9
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	9
	職員の指導管理体制が不十分	9
	職員研修の機会や体制が不十分	8
	高齢者へのアセスメントが不十分	7
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	7
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	7
	職員が相談できる体制が不十分	7
	介護方針の不適切さ	5
	事故や苦情対応の体制が不十分	5
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	5
	その他	0
3) 虐待を行った職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	11
	職員の倫理観・理念の欠如	8
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	8
	職員の業務負担の大きさ	8
	職員のストレス・感情コントロール	8
	職員の性格や資質の問題	7
	待遇への不満	4
	その他	0
4) 被虐待高齢者の状況	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	8
	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	7
	意思表示が困難	6
	職員に暴力・暴言を行う	5
	医療依存度が高い	2
	他の利用者とのトラブルが多い	2
	その他	0

(7) 過去の指導等 (表8)

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた件数は2件、過去に何らかの指導等が行われていた件数は4件であった。

表8 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	構成割合 (%)
当該施設等における過去の虐待あり	2	18.1
当該施設等に対する過去の指導等あり	4	36.3

(8) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表9)

虐待の種別 (複数回答) は、「身体的虐待」が20件と最も多く、次いで「心理的虐待」が5件、「介護等放棄」が1件であった。

表9 虐待の種別・類型

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	20	1	5	0	0	26	22
構成割合 (%)	90.9	4.5	22.7	0.0	0.0	—	—

※ 1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数22人と一致しない。

イ 身体的虐待に該当する身体拘束の有無 (表10)

被虐待高齢者22人のうち、「身体拘束あり」が8件、「身体拘束なし」が14件であった。

表10 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計
8	14	22

ウ 虐待の程度 (深刻度) (表11)

4段階評価に該当するケースは「2 (中度)」が1人であった。

表11 虐待の程度

	人数	構成割合 (%)
4 (最重度)	0	0.0
3 (重度)	0	0.0
2 (中度)	1	100.0
1 (軽度)	0	0.0
合計	1	100.0

(9) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) について集計した。

ア 性別 (表12)

「男性」が18.2%、「女性」が81.8%であった。

表12 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	4	18	22
構成割合 (%)	18.2	81.8	100.0

イ 年齢（表 13）

「80～84 歳」が 7 人と最も多く、次いで「85～89 歳」が 5 人、「75～79 歳」が 4 人であった。

表 13 被虐待高齢者の年齢

	65 歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100 歳以上	不明	合計
人数	0	0	2	4	7	5	3	0	0	1	22
構成割合 (%)	0.0	0.0	9.1	18.2	31.8	22.7	13.6	0.0	0.0	4.5	100.0

ウ 要介護状態区分等（表 14～16）

「要介護 4」が 6 人で最も多く、次いで「要介護 5」が 5 人、「要介護 3」が 4 人であった。

また、認知症日常生活自立度Ⅱ以上が 11 人、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 11 人であった。

表 14 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援 1	1	4.5
要支援 2	0	0.0
要介護 1	2	9.1
要介護 2	1	4.5
要介護 3	4	18.2
要介護 4	6	27.3
要介護 5	5	22.7
不明	3	13.6
合計	22	100.0

表 15 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度区分

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	1	4.5
自立度Ⅰ	1	4.5
自立度Ⅱ	3	13.6
自立度Ⅲ	1	4.5
自立度Ⅳ	5	22.7
自立度Ⅴ	0	0.0
認知症はあるが自立度不明	2	9.1
認知症の有無が不明	9	40.9
合計	22	100.0
自立度Ⅱ以上（再掲）	(11)	(50.0)

表 16 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
J	0	0.0
A	2	9.1
B	4	18.2
C	5	22.7
不明	11	50.0
合計	22	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A 以上（再掲）	(11)	(50.0)

(10) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定された事例を対象に集計を行った。なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、特定された虐待者の総数は7人であった。

ア 年齢（表 17）

「30歳未満」が3人と最も多く、「40～49歳」「50～59歳」「60歳以上」が1人であった。

表 17 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	3	0	1	1	1	1	7
構成割合(%)	42.9	0.0	14.3	14.3	14.3	14.3	100.0

イ 職種（表 18）

「介護職員」が4人、「その他」が3人であった。

表 18 虐待者の職種

	介護職			看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	合計
	介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明						
人数	4	(0)	(1)	0	0	0	0	3	7
構成割合(%)	57.1	(0.0)	(25.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	100.0

ウ 性別（表 19）

「男性」が57.1%、「女性」が42.9%であった。

表 19 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	4	3	0	7
構成割合(%)	57.1	42.9	0.0	100.0

(11) 虐待が認められた事例への対応状況（表 20～23）

虐待の事実が認められた事例について、行った対応は次のとおりである。

県又は市町村による指導等（複数回答）は「施設等に対する指導」が14件、「改善計画提出依頼」が16件、「虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導」が5件であった。

表 20 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（複数回答）

	件数
施設等に対する指導	14
改善計画提出依頼	16
従事者等への注意・指導	5

県又は市町村が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」「改善勧告」がそれぞれ5件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、0件であった。

表 21 介護保険法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	5
改善勧告	5
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	0
指定取消	0
現在対応中	5
その他	0

表 22 老人福祉法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	0
改善命令	0
事業の制限、停止、廃止	0
許可取消	0
現在対応中	0
その他	0

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、県又は市町村への「改善計画の提出」が14件、「その他（対応中）」が1件であった。

表 23 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等から改善計画の提出	14
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	0
その他	1

3 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報対応件数（表 24）

令和 4 年度、県内で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、346 件であった。令和 3 年度は 391 件であり、45 件（11.5%）減少した。

表 24 相談・通報件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件数	326	353	436	391	346
増減	47(16.8%)	27(8.2%)	83(23.5%)	-45(-10.3%)	-45(-11.5%)

(2) 相談・通報者（表 25）

「警察」の割合が 24.5%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が 18.3%、「家族・親族」が 14.8%であった。

表 25 相談・通報者内訳（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	68	15	22	13	4	34	55	3	35	91	32	0	372
構成割合 (%)	18.3	4.0	5.9	3.5	1.1	9.1	14.8	0.8	9.4	24.5	8.6	0.0	100.0

※ 1 件の事例に対し複数の者からの相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数 346 件と一致しない

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数 372 人に対するもの

(3) 事実確認の状況 (表 26)

令和4年度において、「事実確認調査を行った事例」は354件、「事実確認調査を行っていない事例」は15件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は1件であり、「訪問調査を行った事例」が294件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が59件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の15件について、明らかに「虐待ではなく調査不要と判断した」が4件、「調査を予定している又は検討中の事例」が11件であった。

表 26 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度以前に通報・相談)	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	354	332	22	95.9
立入調査以外の方法により調査を行った事例	353	331	22	(95.7)
訪問調査を行った事例	294	276	18	[79.7]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	59	55	4	[16.0]
立入調査により調査を行った事例	1	1	0	(0.3)
警察が同行した事例	1	1	0	[0.3]
援助要請をしなかった事例	0	0	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	15	14	1	4.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	4	4	0	(1.1)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	11	10	1	(3.0)
合 計	369	346	23	100.0

(4) 事実確認調査の結果 (表 27、表 28)

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、176件であった。令和3年度は206件であり、30件(14.6%)減少した。

表 27 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	176	49.7
虐待ではないと判断した事例	102	28.8
虐待の判断に至らなかった事例	76	21.5
合 計	354	100.0

表 28 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	185	198	216	206	176
増減	29(18.5%)	13(7.0%)	18(9.0%)	-10(-4.6%)	-30(-14.6%)

(5) 虐待の発生要因 (表 29)

虐待が発生した要因として、虐待者側の要因としては「被虐待者との虐待発生までの人間関係」(53.4%)、「精神状態が安定していない」(51.7%)、被虐待者の状況としては「認知症の症状」(39.8%)、家庭の要因としては「(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題」(46.6%)、その他として「ケアサービスの不足の問題」(15.9%)が多く挙げられていた。

表 29 虐待の発生要因 (複数回答)

	件数	構成割合 (%)
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	69 39.2
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	56 31.8
	c) 孤立・補助介護者の不在等	52 29.5
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	15 8.5
	e) 知識や情報の不足	67 38.1
	f) 理解力の不足や低下	72 40.9
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	35 19.9
	h) 障害・疾病	55 31.3
	i) 障害疑い・疾病疑い	65 36.9
	j) 精神状態が安定していない	91 51.7
	k) ひきこもり	25 14.2
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	94 53.4
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	49 27.8
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがづらさ	80 45.5
	o) 飲酒の影響	31 17.6
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	21 11.9
	q) その他	8 4.5
被虐待者の状況	a) 認知症の症状	70 39.8
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	64 36.4
	c) 身体的自立度の低さ	58 33.0
	d) 排泄介助の困難さ	40 22.7
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	22 12.5
	f) 障害・疾病	53 30.1
	g) 障害疑い・疾病疑い	30 17.0
	h) その他	7 4.0
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	57 32.4
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	31 17.6
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	82 46.6
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	41 23.3
	e) その他	7 4.0
その他	a) ケアサービスの不足の問題	28 15.9
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	14 8.0
	c) その他	1 0.6

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別 (表 30)

虐待の種別は「身体的虐待」が 64.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 52.5%、「介護等放棄」が 17.7%、「経済的虐待」が 16.0%、「性的虐待」が 1.7%であった。

表 30 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	116	32	95	3	29	275	181
構成割合 (%)	64.1	17.7	52.5	1.7	16.0	—	—

イ 虐待の程度（深刻度）（表 31）

4段階評価で「2（中度）」が38.9%と最も多く、次いで「1（軽度）」が35.4%であった。一方、最も重い「4（最重度）」は8.0%であった。

表 31 虐待の程度

	人数	構成割合(%)
4（最重度）	9	8.0
3（重度）	20	17.7
2（中度）	44	38.9
1（軽度）	40	35.4
合計	113	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢（表 32、表 33）

性別では「男性」が26.0%、「女性」が74.0%と「女性」が全体の約7割を占めていた。年齢階級別では、「80～84歳」が21.5%と最も多かった。

表 32 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	47	134	0	181
構成割合(%)	26.0	74.0	0.0	100.0

表 33 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	25	27	27	39	31	32	0	181
構成割合(%)	13.8	14.9	14.9	21.5	17.1	17.7	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 34）

被虐待高齢者181人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が53.0%（96人）と、5割以上が要介護認定者であった。「未申請」の者は、40.3%（73人）であった。

表 34 被虐待高齢者の介護保険の申請

	件数	構成割合(%)
未申請	73	40.3
申請中	4	2.2
認定済み	96	53.0
認定非該当（自立）	8	4.4
不明	0	0.0
合計	181	100.0

※調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ウ 要介護状態区分等（表 35～表 38）

要介護認定者 96 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 32.3%と最も多く、次いで「要介護 2」が 16.7%、「要介護 3」が 14.6%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 68 人（被虐待高齢者全体（96 人）の 70.8%）、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 69 人（被虐待高齢者全体（96 人）の 71.9%）であった。

表 35 介護保険認定済者の要介護度

	人数	構成割合(%)
要支援 1	11	11.5
要支援 2	9	9.4
要介護 1	31	32.3
要介護 2	16	16.7
要介護 3	14	14.6
要介護 4	9	9.4
要介護 5	6	6.3
不明	0	0.0
合計	96	100.0
要介護 3 以上 (再掲)	(29.0)	(30.2)

表 36 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	9	9.4
自立度Ⅰ	15	15.6
自立度Ⅱ	42	43.8
自立度Ⅲ	18	18.8
自立度Ⅳ	2	2.1
自立度Ⅴ	2	2.1
認知症はあるが自立度不明	4	4.2
認知症の有無が不明	4	4.2
合計	96	100.0
自立度Ⅱ以上（再掲）	(68)	(70.8)

表 37 介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合(%)
自立	3	3.1
J	17	17.7
A	46	47.9
B	16	16.7
C	7	7.3
不明	7	7.3
合計	96	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A 以上（再掲）	(69)	(71.9)

表 38 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	構成割合(%)
介護サービスを受けている	70	72.9
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	5	5.2
過去も含めて受けていない	21	21.9
不明	0	0.0
合計	96	100.0

(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア 被虐待高齢者における虐待者と同居・別居の状況（表 39）

「虐待者とのみ同居」している被虐待高齢者が 52.5%、「虐待者及び他家族と同居」している被虐待高齢者が 30.9%であり、83.4%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 39 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と同居	その他	不明	合計
人数	95	56	28	2	0	181
構成割合(%)	52.5	30.9	15.5	1.1	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の家族形態（表 40）

「未婚の子と同居」している被虐待高齢者が 32.6%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が 21.0%、「配偶者と離別・死別等した子と同居」が 12.7%と多くなっており、単身世帯は 7.2%であった。

表 40 被虐待高齢者の家族形態

	単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	13	38	59	23	9	39	0	181
構成割合(%)	7.2	21.0	32.6	12.7	5.0	21.5	0.0	100.0

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 41）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 42.1%と最も多く、次いで「娘」が 16.8%、「夫」が 15.8%の順であった。

なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 176 件に対する虐待者の総数は 190 人であった。

表 41 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	30	11	80	32	3	1	10	10	13	0	190
構成割合(%)	15.8	5.8	42.1	16.8	1.6	0.5	5.3	5.3	6.8	0.0	100.0

エ 虐待者の年齢（表 42）

虐待者の年齢は「50～59歳」が 21.1%と最も多く、次いで「40～49歳」が 19.5%、60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が 17.3%、70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が 14.7%の順となっている。

表 42 虐待者の年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	0	5	14	37	40	18	15	21	7	15	6	4	8	190
構成割合(%)	0.0	2.6	7.4	19.5	21.1	9.5	7.9	11.1	3.7	7.9	3.2	2.1	4.2	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無 (表 43)

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 49.5%を占めた。一方、「虐待者からの分離を行った事例」は 17.7%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 22.0%であった。

表 43 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合 (%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	49	17.7
被虐待者と虐待者を分離していない事例	137	49.5
現在対応について検討・調整中の事例	9	3.2
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	61	22.0
その他	21	7.6
合計	277	100.0

イ 分離を行った事例の対応 (表 44~45)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービス利用」が 36.7%と最も多く、次いで「上記以外の住まい・施設等の利用」が 22.4%、「緊急一時保護」が 16.3%の順であった。

また、「面会の制限を行った事例」は 18 件であった。

表 44 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	18	36.7	4
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	4	8.2	1
緊急一時保護	8	16.3	6
医療機関への一時入院	3	6.1	2
上記以外の住まい・施設等の利用	11	22.4	3
虐待者を高齢者から分離	3	6.1	0
その他	2	4.1	2
合計	49	100.0	18

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が48.9%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が14.6%、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」が7.3%の順であった。

表 45 分離をしていない事例対応の内訳

		人数	構成割合 (%)
経過観察（見守り）		48	35.0
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	67	48.9
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	2	1.5
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	10	7.3
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	20	14.6
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	6	4.4
	その他	28	20.4
合計（累計）		181	
合計（人数）		137	
表 44 分離をしていない事例における被虐待者の人数		137	

(10) 養護者支援（表 46）

養護者支援の取組内容については、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が47.7%で最も多く、次いで「養護者への相談・助言」が47.3%、「家族・親族・近隣住民等との関係性の調整」が44.4%であった。

表 46 養護者支援の取組内容

	人数	構成割合 (%)
養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	119	43.0
養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	132	47.7
他部署他機関等との連携による支援チームの形成	85	30.7
養護者支援のゴール設定、支援方法の確認	96	34.7
養護者への相談・助言	131	47.3
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	123	44.4
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	122	44.0
定期的な訪問によるモニタリング	104	37.5
養護者支援の集結の判断	54	19.5
その他	13	4.7
合計	277	100.0